

- 1 品 名 特A重油（中島浄化センター用）令和7年10月分
- 2 規 格 J I S規格 1種1号（J I S K2205 適合品）
- 3 予定数量 約19,000リットル（増減する可能性あり。）
- 4 契約方法 1リットル当たりの単価契約
- 5 納入期間 令和7年10月1日から令和7年10月31日まで（1カ月）
- 6 納入場所 静岡市駿河区中島1711番地の1 中島浄化センター内（焼却設備・雨水設備）
- 7 納入方法
 - （1） 契約期間内において、買受人の指示する場所及び期日までに発注のあった数量をローリー車で納入すること。
 - （2） 原則として土・日曜日、国民の祝日を除く午前8時30分から午後4時までとする。
 - （3） 焼却設備及び雨水設備の燃料タンクに振り分けて納入することがある。
 - （4） 納入予定回数 月平均約4回
 - （5） 納入数量は、4,750～10,000リットル／回
1回当たり複数車両での運搬を可とするが、複数車両での納品の場合は、事前に車両数及び納入時間等を買受人へ連絡し、確認を受けること。
- 8 支払方法 月末締めとし、翌月に提出される請求書の受理後30日以内に支払う。なお、請求書は設備ごと別々に作成すること。
- 9 見積条件 見積金額は1リットル当たりの単価とし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。
- 10 その他
 - （1） 予定数量、納入予定回数は納入期間における購入数量、納入回数を推定したものであり、実際の状況により変動するため、購入数量、納入回数を保証するものではない。
 - （2） 請求金額は、確定した数量に契約単価を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
 - （3） 契約期間内において、契約単価の見直しは行わない。
 - （4） 納入時には、一般市民及びその他の車両の運行に支障のないように注意すること。
 - （5） 地震・大雨等の緊急時には土・日曜日、国民の祝日を含み、午後11時までの納入が必要となる場合もあるため、その際はできる限り協力すること。
 - （6） 売渡人は月毎に試験成績表を速やかに提出すること。
 - （7） 売渡人は、給油口の口径および形状等を事前に調査し、納入にあたって支障のないようにすること。
 - （8） 買受人は、納入した物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、売渡人に対して相当の期間を定めて契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができる。
買受人は、物品の引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした追完を請求することができない。ただし、売渡人が引渡しの時にその事実を知り、若しくは重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。
 - （9） 不明な点は下記担当者との協議すること。
- 11 購入所管課 上下水道局下水道施設課
中島・城北・長田浄化センター 中島施設係 志田
電話 054-285-3469

見 積 書

	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
金額								

(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)

ただし、

特A重油(中島浄化センター用)令和7年10月分

(1リットル当たりの単価)

その他仕様書のとおり

見積心得を承諾の上、見積りいたします。

令和 年 月 日

課税業者 免税業者(該当に○)

所在地(住所)

名 称

代表者職氏名

㊞

(宛先) 静岡市公営企業管理者